

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

真岡市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県真岡市

3 地域再生計画の区域

栃木県真岡市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は平成17年（2005年）の83,002人をピークに減少に転じ、国勢調査によると、平成27年（2015年）では79,539人となり、ピーク時から3,463人減少しています。令和2年度4月1日現在の推計人口は、78,874人にはなっています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も総人口は減少すると推計され、令和27年（2045年）の推計総人口は57,141人となっており、平成27年（2015年）と比較すると、22,000人余りの減少となっています。

年齢3区分別人口の推移について、平成27年（2015年）は、年少人口（0～14歳）が11,292人、生産年齢人口（15～64歳）が49,213人、高齢者人口（65歳以上）が19,034人となっています。年少人口は、昭和60年（1985年）以降、減少傾向が続いています。生産年齢人口は、平成17年（2005年）の55,624人をピークに減少に転じています。その一方、高齢者人口は、昭和60年（1985年）以降、増加傾向が続いています。この結果、昭和60年（1985年）に9.9%であった高齢化率は平成27年（2015年）に23.9%まで上昇しています。特に、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけては4.2ポイント上昇し、人口の高齢化が加速しています。

自然動態については、出生数は右肩下がりの減少傾向が続いており、平成26年（2014年）までは700人台、平成27年（2015年）からは600人台で推移しています。死亡数は平成22年（2010年）までは700人台でしたが、平成23年（2011年）以降は

ほぼ800人台で推移しています。この結果、平成21年（2009年）までは出生数が死亡数を上回る「自然増」でしたが、平成22年（2010年）以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」となっており、平成30年（2018年）現在206人の自然減となっています。

合計特殊出生率については、本市の平成29年（2017年）の合計特殊出生率は1.47であり、栃木県の1.45、全国の1.43を上回っています。本市の合計特殊出生率の推移を見ると、平成24年（2012年）、平成26年（2014年）、平成28年（2016年）が1.5台と高く、1年おきに大きく伸びています。平成21年（2009年）からの推移を見ると全体的に横ばい、もしくは、やや上昇していると考えられます。

社会動態については、平成20年（2008年）から平成27年（2015年）までは転出数が転入数を上回る「社会減」となっていましたが、平成28年（2016年）からは転入数が転出数を上回り、年間100～250人程度の「社会増」となっています。平成30年（2018年）は116人の社会増となっています。

人口減少・少子高齢化が進行すると、労働力や担い手の減少による地域経済の縮小、雇用形態の変化、社会保障費の増加、空き地・空き家の増加等、社会・経済に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした状況に対応するため、子どもを安心して産み、育てる環境・教育づくりや若者が定住できる魅力ある街づくりに取り組むことにより、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図る必要があります。

具体的には、次の事項を基本目標として掲げ、人口減少や少子高齢化の対策に取り組んでまいります。

【基本目標 1】 人材を育て、しごとをつくり、安心して働ける環境をつくる

【基本目標 2】 真岡市へ新しいひとの流れをつくる

**【基本目標 3】 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、だれもが活躍できる
地域社会をつくる**

【基本目標 4】 安心して暮らしやすい時代に合った地域をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略

る事業				の基本目標
ア	事業所数（従業員4人以上）	177事業所	200事業所	基本目標 1
	製造品出荷額等	6,205億円	6,300億円	
イ	東京圏への転出超過	11人	0以下	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	1.47人 (平成29年度)	1.48以上	基本目標 3
	真岡市で子育てをしたい と思う親の割合	96.7%	98.0%	
エ	自然災害から安全度が高い と思っている市民の割合	77.2%	85.0%	基本目標 4
	健康づくりに取り組んで いる市民の割合	87.4%	88.0%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

真岡市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 人材を育て、しごとをつくり、安心して働ける環境をつくる事業

イ 真岡市へ新しいひとの流れをつくる事業

ウ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、だれもが活躍できる地域社会をつくる事業

エ 安心して暮らしやすい時代に合った地域をつくる事業

② 事業の内容

ア 人材を育て、しごとをつくり、安心して働ける環境をつくる事業

人口減少に歯止めをかけるとともに、近隣市町や首都圏への人口流出を抑制するためには、まち・ひと・しごとの創生と好循環をつくり出す必要があります。

この好循環は、本市において「しごと」をつくることから始まります。そのためには、北関東自動車道と国道 408 号鬼怒テクノ通りが交差する交通の要衝としてのメリットを活かした新たな工業団地の整備を推進するとともに、既存企業や地場企業等の競争力強化を図ります。また、日本一の生産量を誇るいちごをはじめとした農業の振興と収益性の向上を図るとともに、商業や観光等の基幹産業における競争力を強化することにより、若い世代等が本市で安心して働くことができるよう雇用の創出を図る必要があります。

さらに、職種や雇用条件等による雇用のミスマッチの解消や、高齢者の就労の場の確保、働きやすい職場づくりや就労支援、創業支援等の多様な就業環境を創出することを推進します。

このようなことから、企業誘致の推進や魅力ある産業の振興、雇用確保の推進等に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・新産業団地推進事業
- ・日本一いちごの産地強化事業
- ・プレミアム付商品券発行支援事業
- ・新規就農者育成確保事業
- ・創業支援事業 等

イ 真岡市へ新しいひとの流れをつくる事業

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶという好循環を確立するためには、本市へ新しい「ひと」の流れをつくる必要があります。

本市は、「日本一のいちごのまち」として知られるほか、SL キューロク館、真岡木綿会館、久保記念観光文化交流館、二宮尊徳資料館、井頭

公園等の多彩な観光資源があります。このような地域の特性を活かして、本市の魅力を全国へ積極的に発信し、映画、テレビ、CM等の撮影地を誘致していくことで、さらなるブランド力や知名度の向上を図り、関係人口を創出・拡大し、地域の活力の向上や地域産業の活性化、雇用の創出につなげていくことが重要です。

また、観光PRの強化に加えて、本市ならではの産業、居住環境、自然環境等の特性や魅力を積極的に発信するシティプロモーションを推進します。さらに、シビックプライドの醸成を図ることで、本市に住み続けたい、住んでみたい、就労したいと思う人の増加につなげるとともに、移住を希望する方が、住宅を取得しやすい環境を整備し、UIJ ターンの流れをつくり、移住・定住の促進を図る必要があります。

このようなことから、観光の振興やひとの流れの創出、若者の定住促進等に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・井頭公園を核とした観光ゾーンの整備
- ・フィルムコミッションの推進
- ・空き家バンク事業
- ・コミュニティFMによる地域活性化
- ・若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業 等

ウ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、だれもが活躍できる地域社会をつくる事業

人口減少問題を克服するためには、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てをしやすい社会を実現する必要があります。

20歳代の独身男女の約9割は結婚の意思を持ち、理想とする子どもの数も2人以上といわれています。こうした若い世代の結婚・子育ての希望を実現することは、地域における少子化の流れにも歯止めをかけることにつながります。

そのためには、「しごと」の創生によって、若い世代の雇用を確保し、安定的な経済基盤をつくり出すことが重要です。

また、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない一貫した支援や、女

性も男性も仕事と家庭・地域の生活を両立し、だれもが活躍できる地域社会の実現を推進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保に取り組むことも必要です。

このようなことから、結婚、妊娠・出産、子育ての支援や学校教育、生涯学習の充実、だれもが活躍できる環境づくり等に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・ 出会い・結婚応援事業
- ・ 産後ケア事業
- ・ 子育て支援センター整備事業
- ・ 情報教育推進事業
- ・ 生涯学習拠点（図書館）の整備
- ・ 男女共同参画社会づくり推進事業 等

エ 安心して暮らしやすい時代に合った地域をつくる事業

「しごと」と「ひと」の好循環をつくり出すためには、それを支える「まち」の活性化を図る必要があります。

「まち」の活性化、「地域」の活性化のためには、快適で、かつ安全・安心な生活環境を整備していくことが重要です。そのためには、健康づくりや医療、介護の充実、高齢者の生きがいくづくり、公共交通の充実等の取組が重要です。

また、近年は大雨や地震等による甚大な災害が頻発しており、行政の公助としての災害対応能力の強化のみならず、防災意識の高揚やBCP（事業継続計画）の策定推進、地域コミュニティの構築を支援し、国土強靱化地域計画に基づく減災対策の充実強化を図る必要があります。

このようなことから、地域づくりの推進、公共交通ネットワークの構築、防犯対策・防災体制の整備強化、健康で安心して暮らせる社会の形成、未来技術を活用したまちづくりの推進等に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・ 活力ある地域づくり事業
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 公共交通ネットワーク整備事業

- ・ 防災カメラ利活用事業
- ・ 防災施設整備事業
- ・ まちなか保健室事業
- ・ スポーツイベント開催事業
- ・ 緊急通報システム整備事業
- ・ AI・RPA導入推進事業 等

※なお、詳細は「第2期真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

7,100,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度、9月を目安に外部有識者による効果検証を行い、次年度以降の取組を必要に応じて見直しを行う。検証後速やかに真岡市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで